

### 【3】特別指導

下記の行為について、教育上必要と認められる場合は特別指導を行う。

- (1) 喫煙・飲酒およびその行為に準ずる行為
- (2) 暴力行為・暴言およびいじめ等、それに準ずる行為
- (3) 公共物等を破損・汚損する行為(故意、または予見できる状況であると判断した場合)
- (4) 自動車(自動二輪、原付自転車、特定小型原動機付自転車などを含む)の通学利用時  
または制服着用時の運転・同乗する行為(保護者との乗車は含まない)
- (5) 考查中の不正行為
- (6) 教職員に対する暴言(粗暴な言動)および暴力行為
- (7) 教育上の指導に対する指導拒否や指導無視等
- (8) 薬物乱用・SNSの不適切利用等、その他、学校の秩序を乱す行為

### 【4】整理・整頓

豊かな公共心をもって公共物を大切にし、常に環境の整備に心がけねばならない。

- (1) 設備や器物を破損させた場合は、学級担任に届け出ること。事情によっては弁償の責任を負わなければならない。
- (2) ロッカーの使用については、次のことに留意すること。
  - 清潔、整理、整頓を心がける。
  - 本来の使用目的をよく考え、不要な物品は入れない。
  - 施錠を確実にを行う。

### 【5】欠席、遅刻、早退、欠課

時間を大切にすることは集団社会における最も基本的な約束ごとであり、正当な理由を伴わない欠席や遅刻、早退は許されない。

- (1) 欠席、遅刻の必要が生じた時は、登校指定時刻までに保護者から学級担任に届け出ること。
- (2) 病気等により、1週間以上の欠席をする場合には、医師の診断書あるいは診療費の領収書等を提出すること。
- (3) 遅刻する場合は、必ず登校前に学級担任に連絡し、その理由を届け出る。  
但し、授業開始以後の遅刻は、上記以外に所定の場所にて「遅刻届」(入室許可証)を受け取り、教室で教科担任に手渡すこと。
- (4) 放課後までは許可なく校外に出ないこと。外出、早退、部活動の公式戦等で必要がある場合は、学級担任および関係各所へ届け出て許可を得ること。
- (5) 親族死亡による忌引き日数は次の通りとする。但し、遠隔地の場合は、この日数に移動の日を加算するものとする。
  - 父母(1親等)……………5日
  - 祖父母、兄弟姉妹(2親等)……………3日
  - 曾祖父母・伯叔父母(3親等)……………1日
- (6) 実習、体育等を見学する場合は、前もって教科担任に届け出ること。

### 【6】通学、校外生活

- (1) 公衆道徳、その他必要な秩序はこれを尊重し、他人に迷惑を及ぼすようなことがあってはならない。
- (2) 不適切と思われる場所へは出入りしないこと。
- (3) 交通安全に留意し、無免許運転、自転車の2人乗り・ながら運転等、法令で禁じられた行為はしないこと。